

「みんなトクだね応援団」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、香川県（以下「県」という）が実施する、子育て家庭の経済的負担を軽減する取り組みを行っている企業・店舗・公共施設等を募集する、みんなトクだね応援団事業（以下「本事業」という）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **子ども**／18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの者。
- (2) **子育て家庭**／前号に定める子どもがいる世帯。
- (3) **おトクサービス**／毎月19日（育児の日）に実施する、前号に定める子育て家庭への経済的負担を軽減する取り組みで、本事業に賛同する事業者又は地方公共団体（以下、「事業者等」という）自らが定めるサービス。
- (4) **みんなトクだね応援団**／おトクサービスを提供する事業者等の店舗又は施設。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。
- (5) **シンボルマーク**／県が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、事業者等は、別途手続きにより、そのデザインを使用することができる。
- (6) **協賛ステッカー**／事業者等が、本事業に参加している旨を掲示するためのもので、県がシンボルマークを使い作成するものとする。
- (7) **子育て支援パスポート事業の全国共通展開**／各都道府県が実施している子育て支援パスポート事業の仕組みを全国共通で利用できるようにしたもの。
- (8) **全国共通ロゴマーク**／内閣府が「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」を全国に広く周知するために作成するもの。

(協賛申請の手続き等)

第3条 (1) 本事業に協賛しようとする事業者等は、「みんなトクだね応援団」の加盟申込書（様式第1号）により申請するものとする。

(2) 県は、前項の規定による申請を受けたときは、おトクサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合をのぞき、申込者に対して事業者等ごとに協賛ステッカーを交付する。

(3) 事業者等が、第1項に基づく申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ「みんなトクだね応援団」加盟内容変更届（様式第2号）により、概ね1ヶ月前までに、県へ届け出なければならない。

(4) 県は、第1項に基づく申請および第3項による変更を受けたとき、おトクサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと判断した場合は、事業者等と協議の上、その変更を求めることができる。

(5) 県は、事業者等が前項の規定によるおトクサービス内容の変更に応じないとき、あるいは無断でおトクサービス内容を変更したときは、協賛を取り消すことができる。

(6) 事業者等は、協賛を中止しようとするときは、「みんなトクだね応援団」加盟中止届（様式第3号）により、概ね1ヶ月前までに、県へ届け出なければならない。

(7) 県は、事業者等についての名称、所在地およびサービス内容をとりまとめ、「みんなトクだね応援団」ホームページ等により広く県民に周知するものとする。

(8) 県は、第3項および第6項の規定による届け出を受けたときは、すみやかにホームページ等の周知内容を変更しなければならない。

(9) 事業者等は、「みんなトクだね応援団」ホームページ等に掲載の当該おトクサービス部分等の提示を受けた場合、そのおトクサービスを提供しなければならない。

(10) 事業者等は、協賛ステッカーの取り扱いおよびおトクサービス内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。

1. 協賛ステッカーは利用者が見やすい場所、位置に掲示すること。

2. 利用者にわかりやすいよう、おトクサービス内容を任意の方法により、店舗等内に掲示するよう努めること。

3. おトクサービス内容を変更したときは、速やかに店舗等の中の掲示内容を変更すること。

4. 協賛を中止したときは、中止の日以後、協賛ステッカーを使用、掲示しないこと。

(11) 事業者等と子育て家庭の間における本事業に関しての紛争に対し、事業者等は、誠意をもって対処しなければならない。また、県はこの紛争に対し、何らの責務も負わないことを確認する。

(12) 事業者等は、「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」に協賛する場合、「全国共通ロゴマーク」入りステッカーの取り扱いおよびおトクサービス内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。

1. 協賛ステッカーは利用者が見やすい場所、位置に掲示すること。

2. 利用者にわかりやすいよう、おトクサービス内容を任意の方法により、店舗等内に掲示するよう努めること。

3. おトクサービス内容を変更したときは、速やかに店舗等における掲示内容を変更すること。

4. 協賛を中止したときは、中止の日以後、協賛ステッカーを使用、掲示しないこと。

（本事業の管理）

第4条 県は本事業が円滑に進むように努めるとともに、以下の権限を有し管理できるものとする。

(1) 本事業を円滑に進めるために、県が選定する第三者へ管理を委託することができる。

(2) 本事業全般の運営またはその見直し、および本要綱の改訂。

(3) 県は、法令違反などにより、みんなトクだね応援団への加盟が不相当と判断した場合、その施設を加盟中止とすることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。